

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 6. 16

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

大韓民国以外では、情報通信網または電話を利用したり 口頭での選挙運動のみ可能です。

- ◎ 選挙運動を行うことができる在外国民は選挙運動期間中、インターネットなどの情報通信網または電話を利用したり口頭での選挙運動をすることができます。

選挙運動を行うことができる在外国民は選挙運動期間中、選挙権者を対象に『公職選挙法』第 82 条の 4(情報通信網を利用した選挙運動)により、インターネット ホームページまたはその掲示板・チャットルームなどに選挙運動のための内容の情報を掲示したり電子メールを送信できます。さらに文字(文字外の音声・画像・動画などは除外)メッセージを利用して選挙運動情報を送信でき、電話を利用して送・受話者間に直接通話する方式と口頭による方法で選挙運動ができます。

この時、選挙運動活動を認められていない者が選挙運動をしたり、国外選挙運動で許されていない方法で選挙運動をしたり、候補者やその家族に関して虚偽事実を流布したり誹謗すれば、同じ法第 250 条(虚偽事実公表罪)、第 251 条(候補者誹謗罪)および第 255 条(不正選挙運動罪)により重い処罰を受けます。

選挙運動情報送信時の注意事項 (公職選挙法第 82 条の 5)

- ▶ 何人(なんびと)も情報受信者の明確な受信拒否意思に反して選挙運動目的の情報を送信してはならない。
- ▶ 選挙運動目的の情報を電子メールで送信したり、電話を利用して送信(送・受話者間に直接通話する場合除外。以下同様)する場合、選挙運動情報に次の事項を明示しなければならない。
 - ― 選挙運動情報に該当する事実
 - ― 予定候補者・候補者が文字メッセージを送信する場合、その電話番号
 - ― 受信拒否の意思表示を容易にできる措置および方法に関する事項
- ▶ 電話を利用して音声で選挙運動情報を送信する者は、接続して直ちに受信者に受信の有無に関する意思を聞いて同意する場合に限って送信できる

選挙管理委員会は政治的中立と
公正な選挙管理を最優先しています